

東京都立立川学園管理運営規程

令和6年4月1日
校長 決定

第1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立立川学園（以下「本校」という。）の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程に基づき、原則として文書により行う。

第3 校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督し、及び必要に応じ幼児・児童・生徒の教育をつかさどる。

第5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに幼児・児童・生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督する。

第6 指導教諭

指導教諭は、幼児・児童・生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

第7 主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

- 1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 3 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

第8 経営企画課長

経営企画課長は、校長の命を受け、経営企画室の事務をつかさどり、経営企画室の所属職員を指揮監督する。

第9 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。ただし、特別の事情のあるときは、その一部を置かないことができる。

- 1 校務部
教務部、生活指導部、教育支援部、進路・キャリア支援部、研究・研修推進部、情報教育部、保健給食部、行事部、スクールバス部、図書部を置く。
- 2 学部・科
聴覚障害教育部門には、幼稚部、小学部、中学部、高等部（普通科、専攻科）を置く。
知的障害教育部門には、小学部、中学部を置く。

3 教科等

各年度において編成する教育課程によるものとする。

4 経営会議

5 企画調整会議

6 主幹教諭会議

7 職員連絡会

8 プロジェクト、担当者会

校長は、必要に応じプロジェクトチーム及び担当者会を設置することができる。

9 委員会

学校安全委員会（危機管理委員会）、安全衛生委員会、学校保健委員会、学校開放事業運営委員会、ホームページ管理運営委員会、給食調理業者委託連絡会、学校給食運営委員会、教科書選定委員会、交流教育連絡会、省エネ委員会、防災教育推進委員会、食物アレルギー対応委員会、医療的ケア安全委員会、学校いじめ対策委員会及び学校サポートチームを置く。

10 学校運営連絡協議会

内部に「評価委員会」を置く。

11 部活動の指導

教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については生活指導部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び指導を委嘱された者が行う。

12 情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、教務部の所掌とする。

13 その他

校長が必要と認めたときは、その他の分掌組織を置くことができる。

第10 経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営、庶務、経理、給食及び施設その他の事務とする。

第11 経営会議

1 目的

経営会議は、校長の学校経営方針に基づき、学校経営上の課題について管理職、経営企画課長が共通確認し、その改善について企画・立案するとともに、学校全体の業務の連絡調整を行い、円滑かつ効果的な学校経営を推進する。

2 構成員

校長、副校長、経営企画課長とする。ただし、主幹教諭・指導教諭については、校長は必要に応じて出席を求め意見を聞くことができる。

3 開催

定例会は設定せず、不定期に開催する。主幹教諭・指導教諭からの意見聴取についても同様とする。

4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

5 その他、必要な事項は校長が定める。

第12 企画調整会議

1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校経営計画に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員連絡会における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

2 構成員

校長、副校長、経営企画課長、主幹教諭、指導教諭、保健主任とする。ただし、必要に応じて分掌等を代表する関係職員の出席をもとめ意見を聞くことができる。

3 学校運営連絡協議会協議委員の参加

校長が必要と認めたときは、企画調整会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

4 開催

定例会は、原則として毎週1回開催する。

5 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

6 その他、必要な事項は、校長が定める。

第13 主幹教諭会議

1 目的

主幹教諭会議は、校長の学校経営計画に基づき、学校全体の業務に関する企画・立案及び連絡調整、その他校長が認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校経営を推進する。

2 構成員

主幹教諭、指導教諭。ただし、その他必要に応じて校長の承認を受け、他の教員の意見を聞くことができる。

3 開催

月1回の定例会を設ける。必要に応じ、部門ごとに実施する場合もある。

4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

5 その他、必要な事項は校長が定める。

第14 職員連絡会

1 目的

職員連絡会は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

- (1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。
- (2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。
- (3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

2 構成員

常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。

3 学校運営連絡協議会協議委員の参加

校長が必要と認めたときは、職員連絡会に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

4 開催

定例会は、原則として月1回開催する。

5 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

6 司会

校長が選任する。

7 記録

校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。

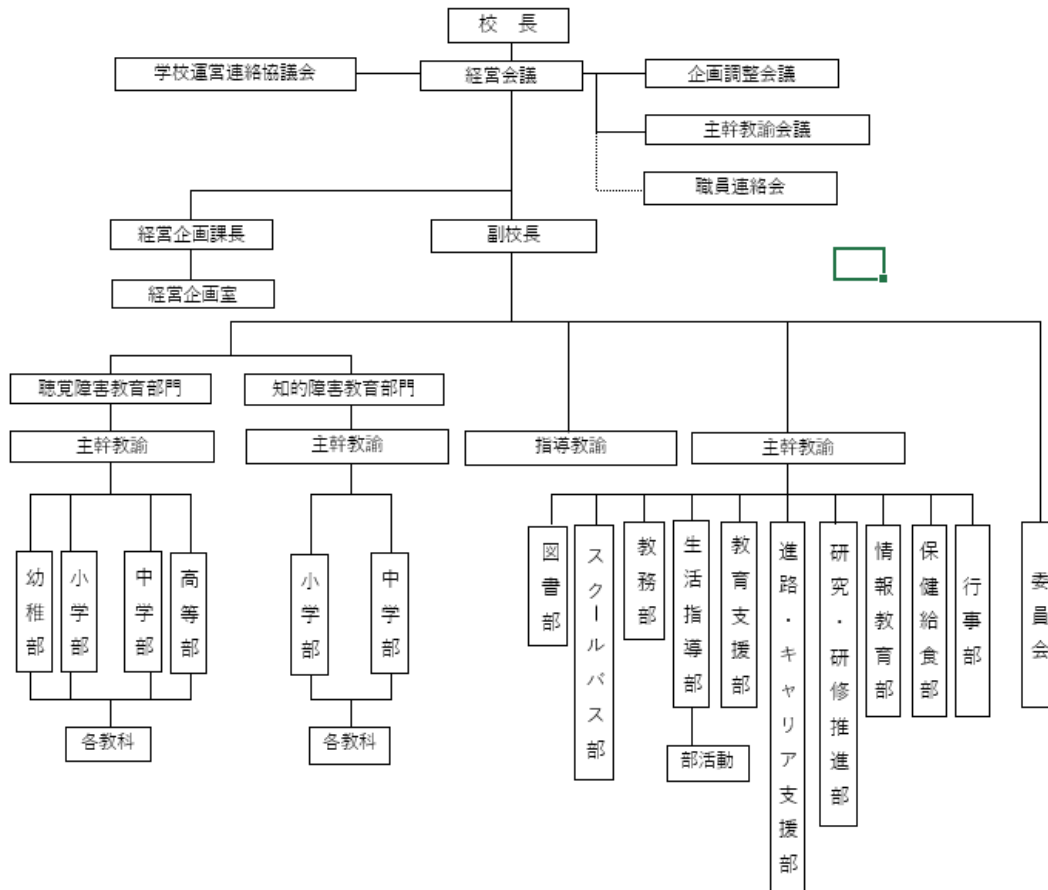
8 運営

- (1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し副校長に提出する。

- (2) 校長の意思決定に資するため、職員連絡会において、必要に応じて構成員の意向を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

第15 分掌組織図

分掌組織図は、次のとおりとする。



第16 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するものの他は校長が定める。

第17 予算

校内予算の編成等については、東京都立学校の予算編成等に係わる規程に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

第18 校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

第19 情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

附 則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。